

## 米子市クリーンセンターの排ガス・悪臭等測定結果

米子市クリーンセンターでは、対策委員会との環境保全協定に基づき、法規制基準値より厳しい目標値で運転管理を行っています。また、外部の委託業者により、毎月1回、排出ガス及び悪臭の測定を実施しています。  
つきましては、令和5年4月から9月の測定結果が出ましたのでお知らせします。

### 排出ガス測定結果（測定場所：煙突）

全ての項目で目標値を達成しています。

#### (1) 月1回の排出ガス測定結果

測定項目	単位	法規制基準値	目標値	測定結果 (令和5年4月～9月)	測定機関(令和5年度)
ばいじん	g/Nm <sup>3</sup>	0.08	0.02	0.001 ～ 0.005	米子市安倍193番地1 (有)山陰分析センター
硫黄酸化物	ppm	2758 ～ 3069	50	2 ～ 8	〃
窒素酸化物	ppm	250	100	39 ～ 83	〃
塩化水素	ppm	430	50	9 ～ 28	〃

### 悪臭測定結果（測定場所：敷地境界線）

いずれの項目も法規制基準値を下回っておりますが、4月はアンモニアが目標を達成できませんでした。

なお、4月の測定結果は法規制基準値及び性能基準値を満足する値であり、米子市クリーンセンターから周辺地域への影響は無いものと考えておりますが、米子市クリーンセンター対策委員会との環境保全協定に基づき引き続き全項目での目標達成に向け努力いたします。

測定項目	単位	法規制基準値	目標値	測定結果 (令和5年4月～9月)	測定機関(令和5年度)
アンモニア	ppm	5	0.05	0.05未満 ～0.32	米子市蚊屋235番地2 (株)大協組
メチルメルカプタン	ppm	0.01	0.001	0.0002未満	〃
硫化水素	ppm	0.2	0.01	0.0003未満	〃
硫化メチル	ppm	0.2	0.003	0.0001未満	〃
二硫化メチル	ppm	0.009	0.009	0.0002未満	〃
トリメチルアミン	ppm	0.07	0.005	0.0004未満	〃

測定結果詳細は、別紙のとおりです。

※ なお、年1回実施する排ガス中のダイオキシン類測定及び地元3校区1箇所ずつの土壌中のダイオキシン類測定については、結果が出次第報告します。

# 米子市クリーンセンター排ガス等測定結果報告

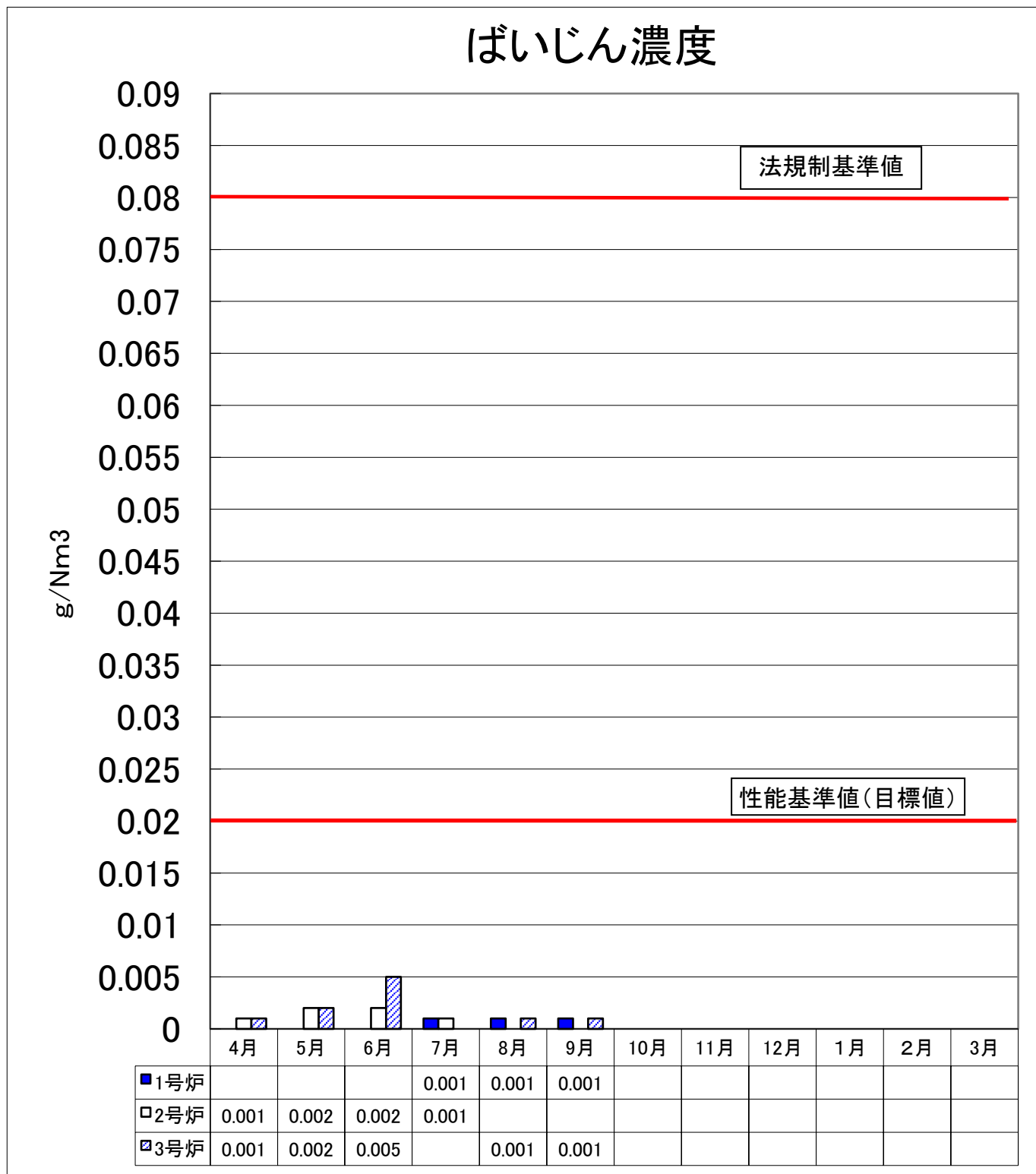
令和5年4月から令和5年9月までに実施した排ガス等の測定結果について報告します。

## 1. 排出ガス測定結果について

毎月稼動各炉について測定を行い、下図のような測定結果が得られました。

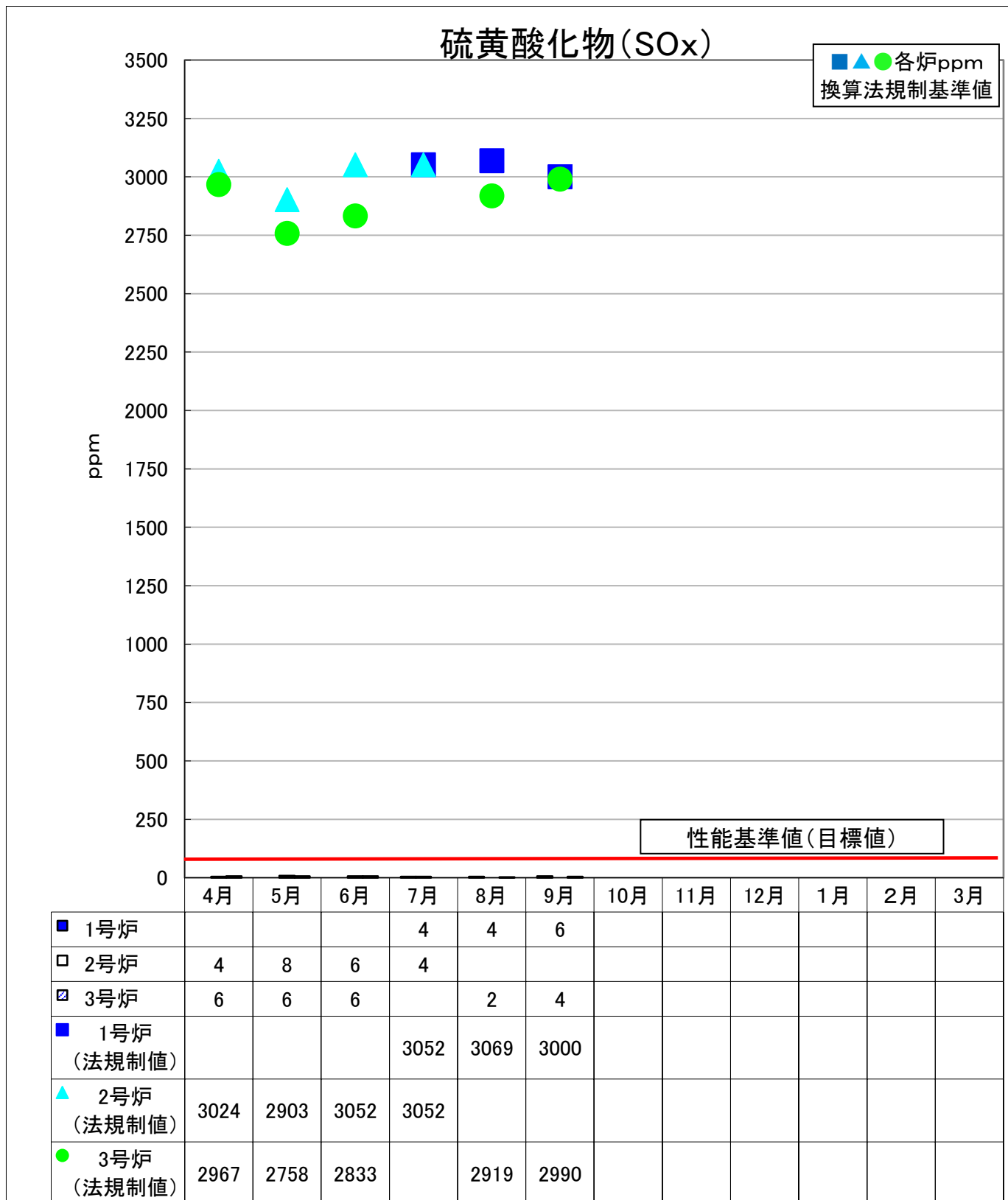
(1)ばいじん(法規制基準値:0.08g/Nm<sup>3</sup>) (濃度規制方式)

目標値は、0.02g/Nm<sup>3</sup>以下であり、目標を達成しております。



(2) 硫黄酸化物(SOx) (量規制方式)

目標値は、50ppm以下であり、目標を達成しております。



(参考)

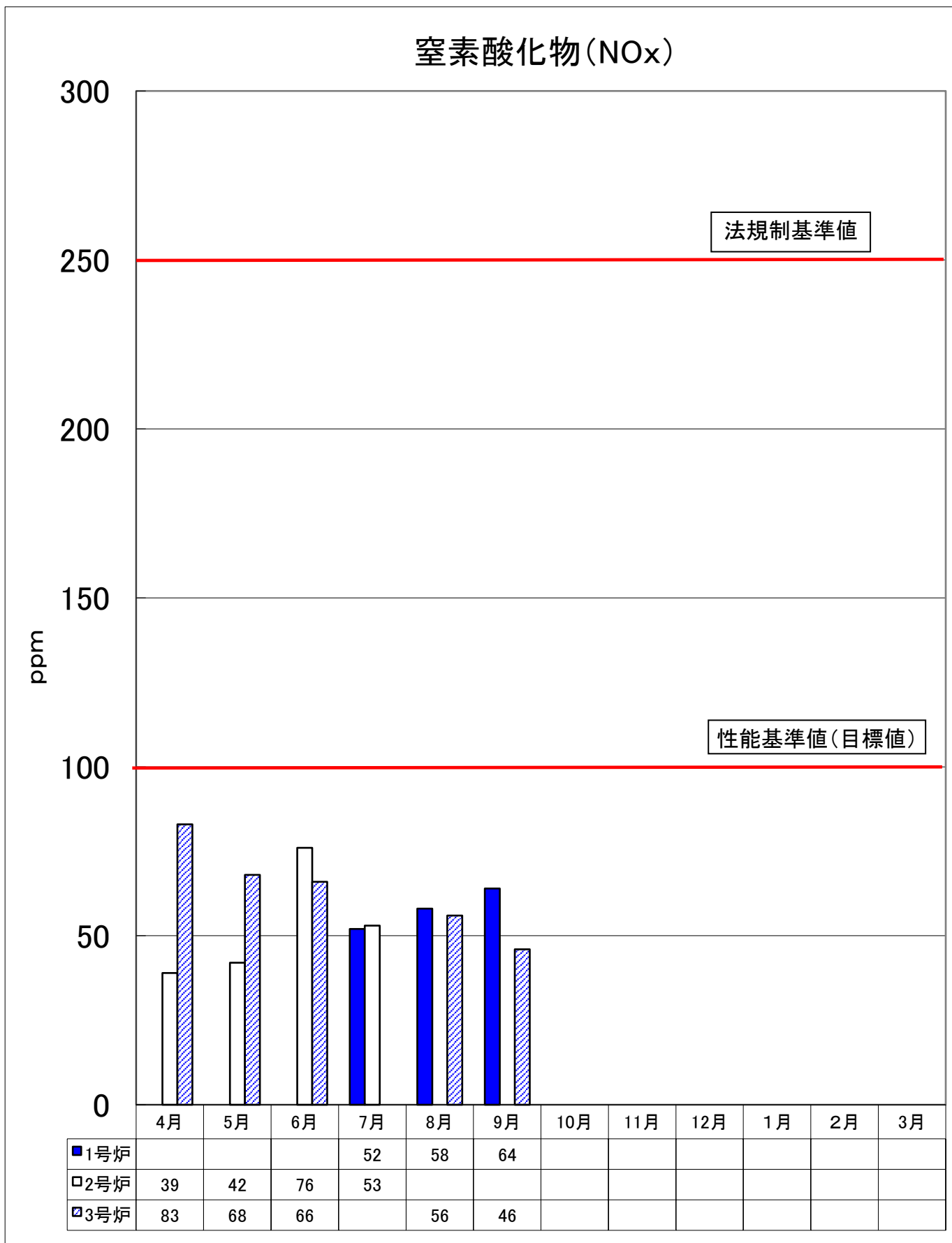
法規制基準値は、排出口の高さに応じた許容限度として $q=K \times 10^{-3} \times He^2$ で表され、規制はK値で行われています。

q:許容排出量(Nm<sup>3</sup>/hr)

He:補正された排出口の高さ(煙突実高+煙突昇高)

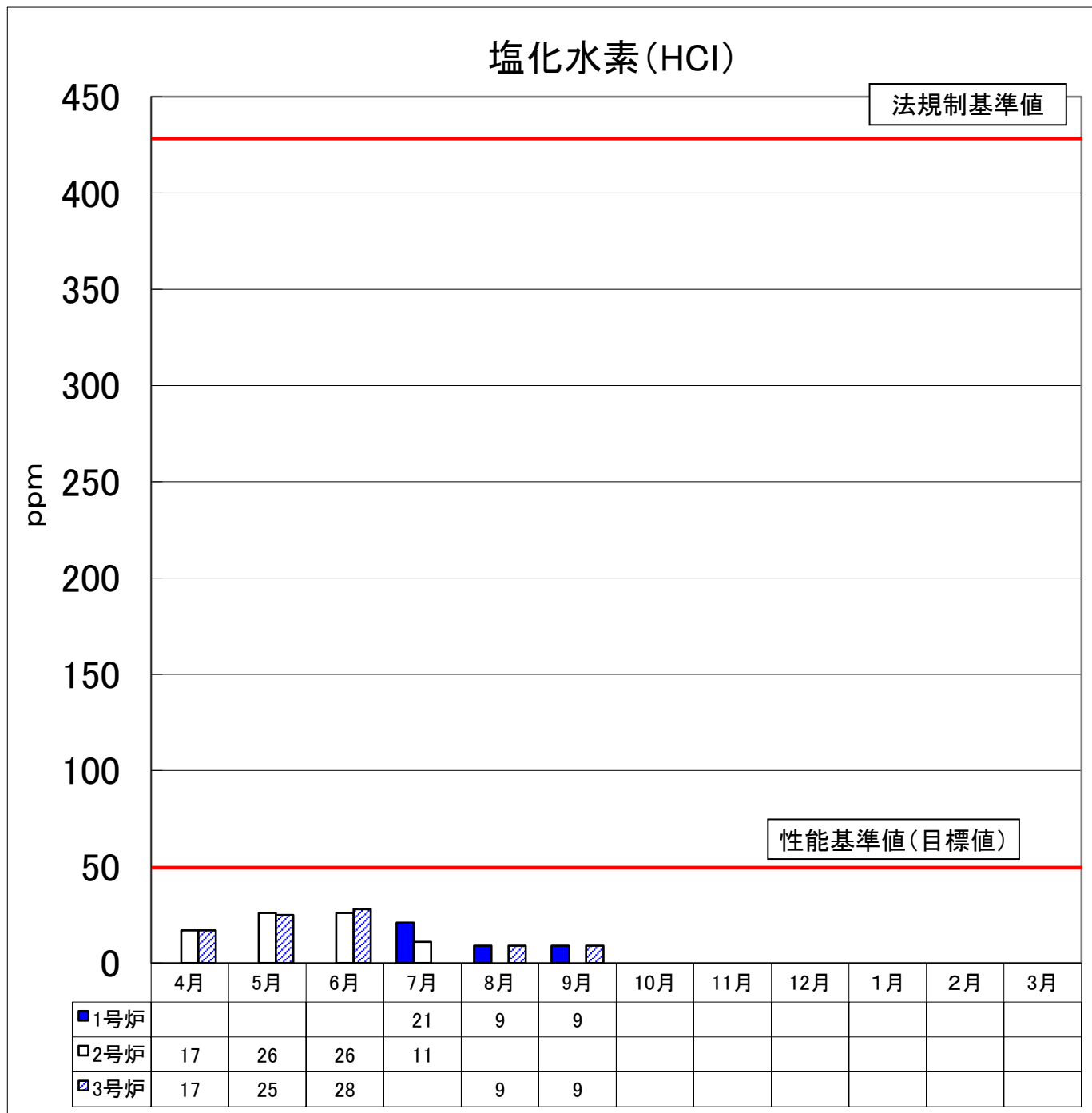
k=3.0~17.5(鳥取県は17.5)

(3)窒素酸化物(NOx) (法規制基準値:250ppm) (濃度規制方式)  
目標値は、100ppm以下であり、目標を達成しております。



(4)塩化水素(HCl) (濃度規制方式)

目標値は、50ppm以下であり、目標を達成しております。



(参考)

法規制基準値は700mg/Nm<sup>3</sup>、これをppm換算すると430ppmとなります。

[ppm換算式]

$$\text{ppm} = \text{mg/Nm}^3 \times 0.615 \text{mg/Nm}^3$$

標準状態(1気圧、0°C)において塩化水素(HCl) 1kg当たり、0.615mg/Nm<sup>3</sup>

法規制基準値は

$$700 \text{mg/Nm}^3 \times 0.615 = 430 \text{ppm}$$

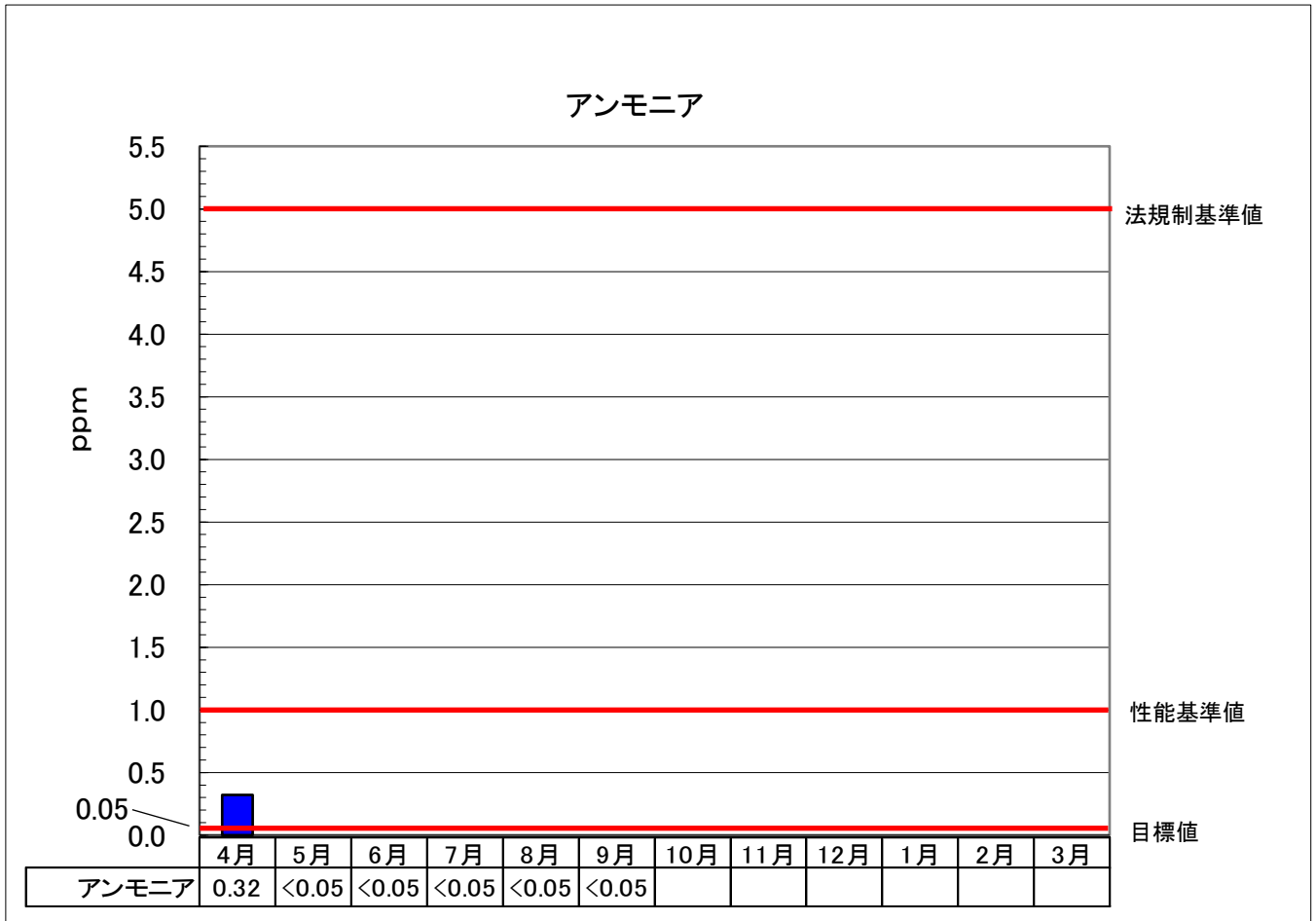
となります。

2. 悪臭測定結果について

①アンモニア(法規制基準値: 5ppm)

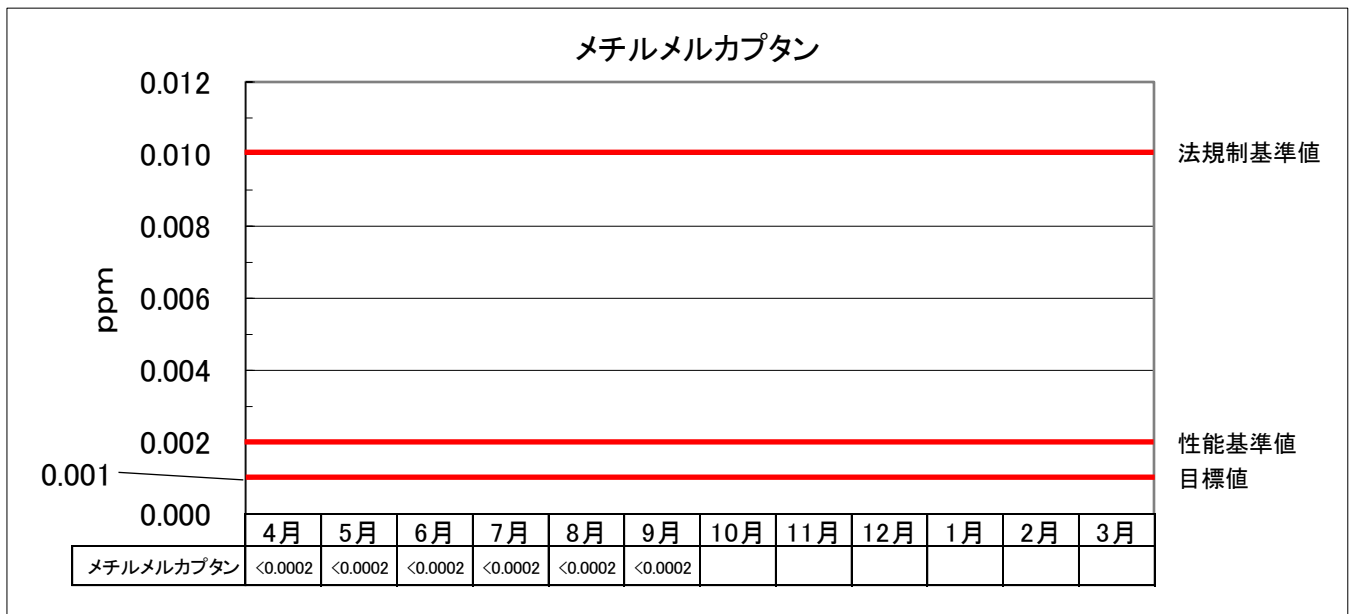
目標値は、検出下限の0.05ppm以下であり、4月の測定では目標を達成できませんでした。

なお、4月の測定結果(0.32ppm)は、法規制基準値(5ppm)及び性能基準値(1ppm)を満足する値であり、施設の点検結果等に異常が確認されなかったことから、目標値超過は突発的な外的要因(自然動物)の影響が原因の一つとして推測され、クリーンセンターから周辺地域への影響は無いものと考えておりますが、米子市クリーンセンター対策委員会と締結する環境保全協定に基づきアンモニアが検出されないように引き続き努力いたします。

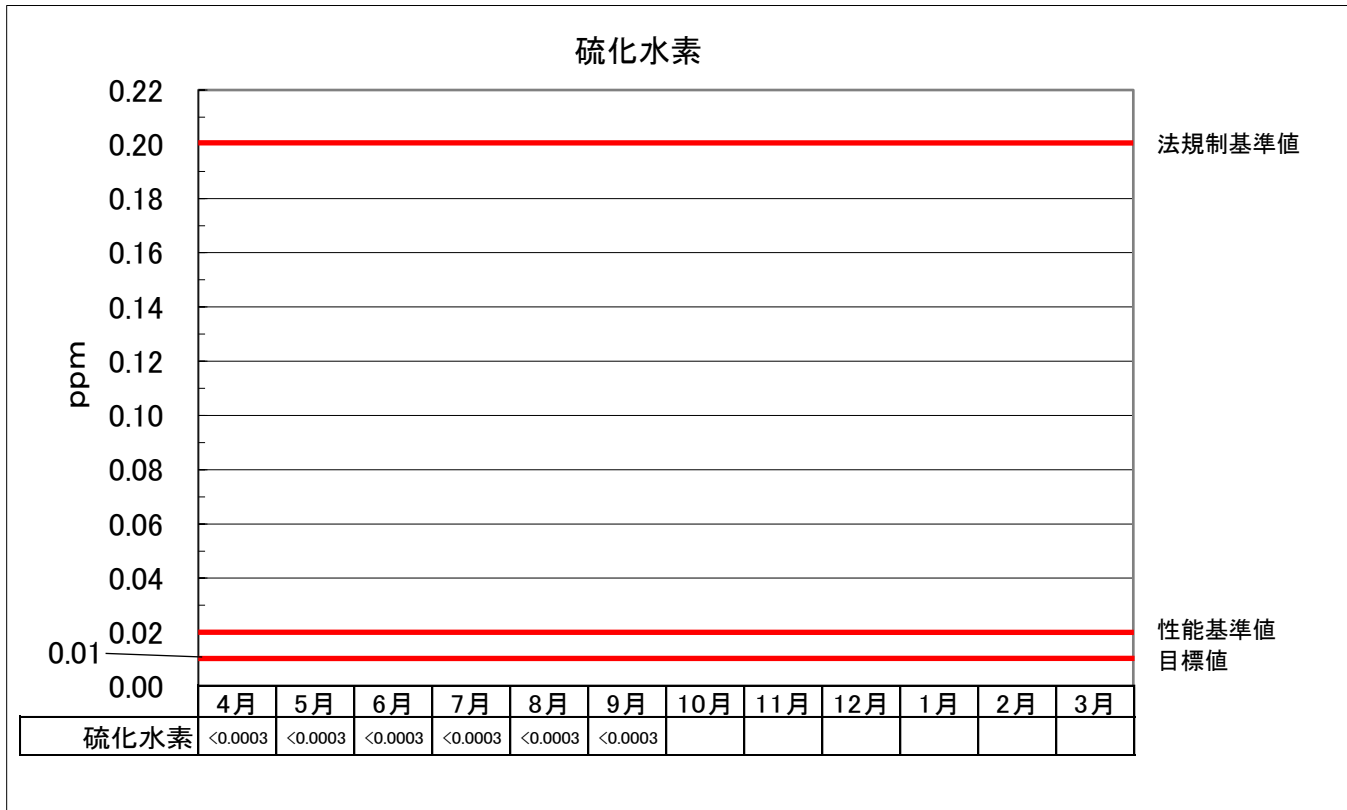


②メチルメルカプタン(法規制基準値: 0.01ppm)

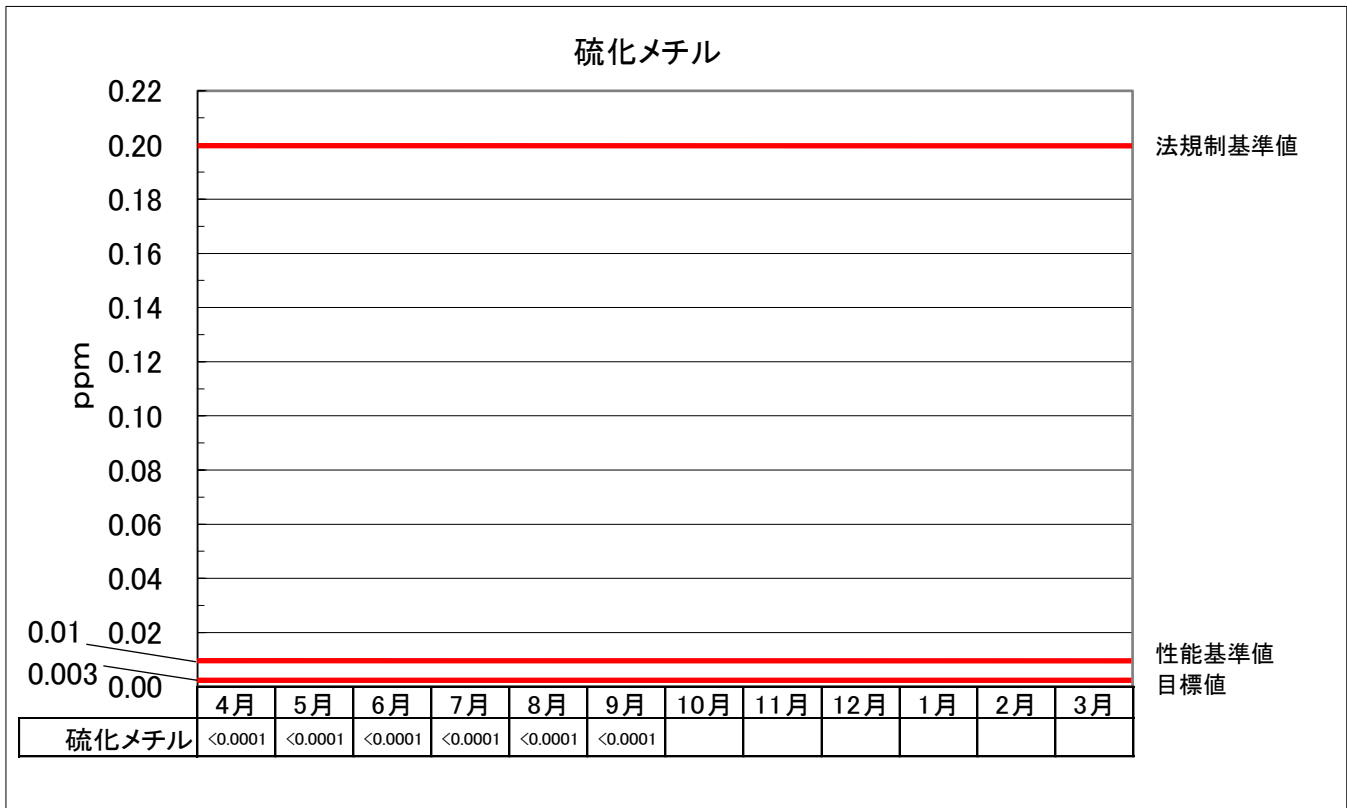
目標値は、0.001ppm以下であり、目標を達成しております。



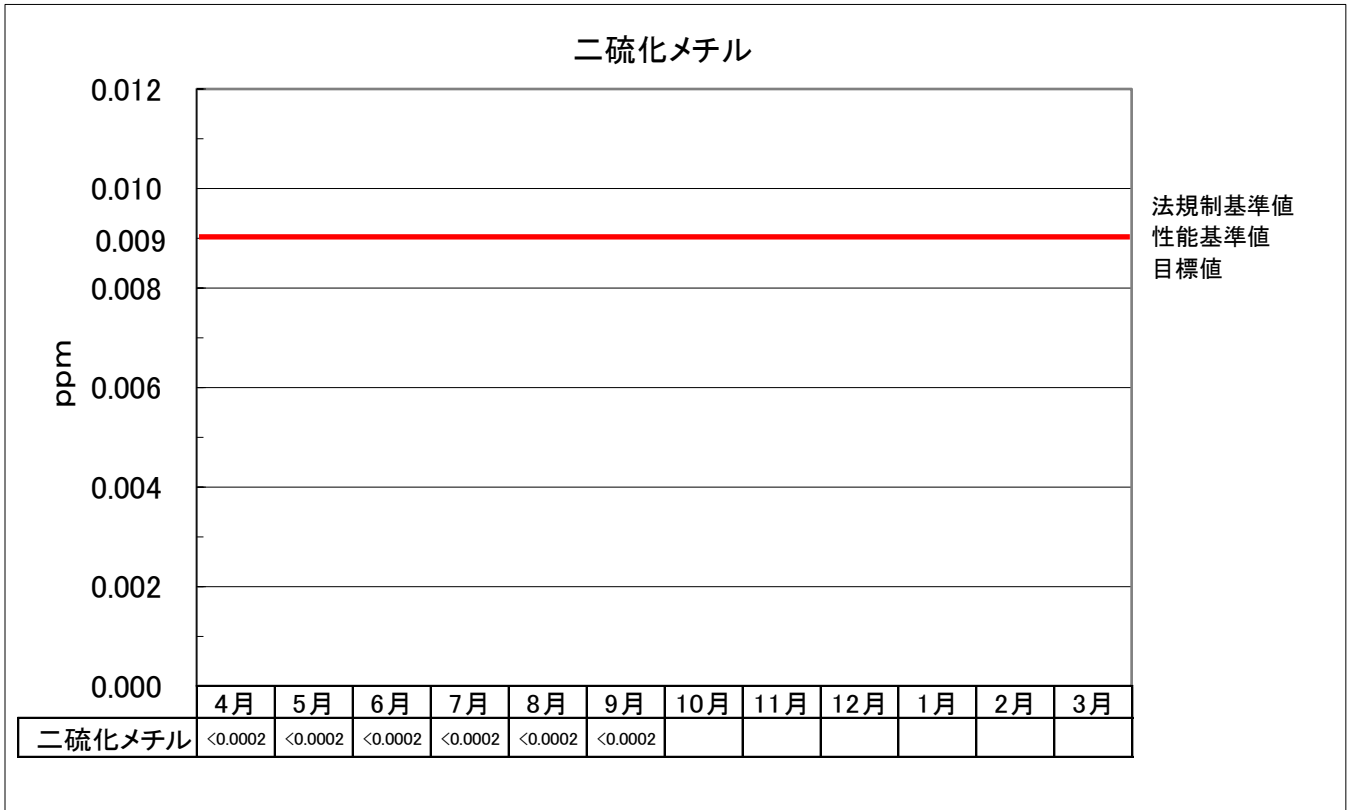
③硫化水素(法規制基準値:0.2ppm)  
目標値は、0.01ppm以下であり、目標を達成しております。



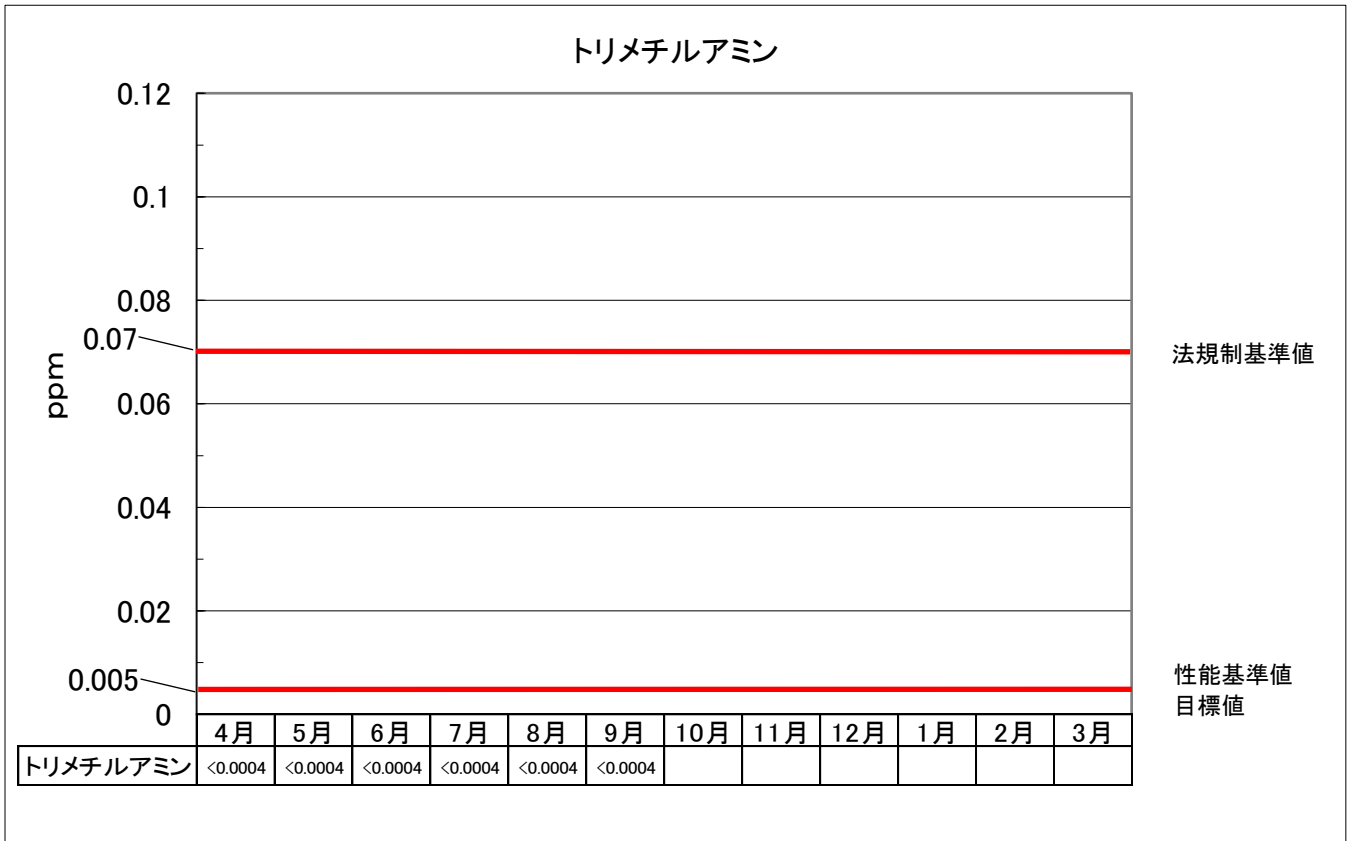
④硫化メチル(法規制基準値:0.2ppm)  
目標値は、0.003ppm以下であり、目標を達成しております。



- ⑤二硫化メチル(法規制基準値:0.009ppm)  
目標値は、0.009ppm以下であり、目標を達成しております。



- ⑥トリメチルアミン(法規制基準値:0.07ppm)  
目標値は、0.005ppm以下であり、目標を達成しております。





### 3. 用語説明

#### ○排ガス測定

##### 1)ばいじん

排ガスに含まれる粒子状の物質のことです。(いわゆるスス)

##### 2)窒素酸化物(NO<sub>x</sub>)

二酸化窒素等、窒素と酸素の化合物のことです。光化学スモッグや酸性雨の原因にもなります。石油を燃焼するボイラー等(固定発生源)と、自動車(移動発生源)が主な発生源です。

##### 3)硫黄酸化物(SO<sub>x</sub>)

石油等の化石燃料や原料中の硫黄分の燃焼により発生します。二酸化硫黄(亜硫酸ガス)等、硫黄と酸素の化合物のこと。呼吸器系の障害の原因や酸性雨の原因になります。

##### 4)塩化水素(HCl)

刺激性・腐食性のある有害ガスであり、水に溶ければ塩酸になります。

#### ○悪臭測定

##### 1)アンモニア

し尿臭、刺激臭のある物質で、生物や、その排泄物の分解、腐敗等によって発生します。

##### 2)メチルメルカプタン

腐った玉ねぎのような臭いのする物質で、有機化合物の腐敗等によって発生します。

##### 3)硫化水素

腐った卵のような臭いのする物質で、生物の分解、腐敗等によって発生し、火山ガス等にも含まれています。

##### 4)硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのする物質で、アブラナ科の植物の腐敗等により発生します。

##### 5)二硫化メチル

腐ったキャベツのような臭いのする物質で、アブラナ科の植物の腐敗等により発生します。

##### 6)トリメチルアミン

腐った魚のような臭いのする物質で、海魚や甲殻類の腐敗等により発生します。

#### ○単位、その他の事項について

##### 1)Nm<sup>3</sup>/hr

煙突等から排出される1時間あたりのガス量を表す単位。気体は温度、圧力により体積が変化するため、標準状態(1気圧、0℃)に換算して表します。

##### 2)ppm、ppb

微量な物質の濃度や含有率を表すのに用いられ、ppmは100万分の1を意味し、ppbは10億分の1を意味します。1ppm=1,000ppb

##### 3)<0.001

0.001未満